



上海自由貿易試験区の意義

開発経済調査部 研究員 五味 佑子  
[yuko\\_gomi@iima.or.jp](mailto:yuko_gomi@iima.or.jp)

2013年9月29日、中国（上海）自由貿易試験区（以下、上海自由貿易試験区）がスタートした。今回の自由貿易試験区は、上海の地域的なプロジェクトではなく、中国の開放拡大に向けた国家的プロジェクトと位置付けられている。①政府機能の改革、②投資領域の拡大、③貿易の発展推進、④金融改革、⑤法制度の改革の5つが大きな柱となっているが、主な目的は国内産業の競争力強化にあり、国内産業をグローバルな競争に巻き込むことで、自由競争を加速させ、国内外のインバランスの是正を目指しているのではないかと考えられる。本稿では、こういった問題意識の下、本プロジェクトの意義について考えてみたい。

1. 上海自由貿易試験区とは

上海自由貿易試験区は、上海市外高橋保税区、外高橋保税物流園区、洋山保税港区と上海浦東空港綜合保税区など4つの税関特殊監督区域を含む、28.78平方キロメートルの地区である。上海市政府の出先機関である上海自由貿易試験区管理委員会が実際の運営を行う。設立に至るまでの経緯は、図表1の通りである。

図表1:上海自由貿易試験区設立までの経緯

2005年以後	上海、深セン、天津などの地区が国務院に保税区から自由貿易区への転換を提議。その後国家発展改革委員会、国務院発展研究センターがこれらの地区についての研究を進める
2011年11月	上海市が正式に自由貿易地区設立について表明
2013年3月	李克強首相が上海を視察、自由貿易試験区設立支持を表明
2013年5月	上海自由貿易区が国家プロジェクトに
2013年7月	国務院常務会議が「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」を可決
2013年9月	中国（上海）自由貿易試験区が始動

出所：中国証券報ホームページから著者作成

また、今回の自由貿易区で実施される施策をまとめると、図表2のようになる。国務院の「中国（上海）自由貿易試験区全体方案」で述べられているが、主な目的は「経済のグローバル化」によって、中国経済のさらなる発展を目指すことにある。

図表 2:中国（上海）自由貿易試験区で実施される主な内容

5 大ポイント	主な施策	主な監督当局	狙い
政府機能の転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な管理・監督（ワンストップ受理）</li> <li>・ 国際規則に沿った情報公開、公平競争、知的財産権の紛争調停</li> </ul>	商務部、国家発展改革委員会	FTA を意識
投資領域の開放拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス業の開放拡大、市場環境整備</li> <li>・ （外資企業の）ネガティブリスト管理方式の確立</li> <li>・ 対外投資サービスの促進（届出制中心、ファンド設立など）</li> </ul>	商務部	FTA を意識
貿易発展方式の転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貿易のモデル転換（付加価値で競争優位に立ち、アジア・太平洋地域のハブとなる、グローバルなビジネス・物流センターを構築）</li> <li>・ 国際運輸サービスの向上</li> </ul>	商務部	経済発展モデル転換
金融開放・刷新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融制度刷新（人民元資本勘定交換、金融市場金利自由化、人民元クロスボーダー決済、外貨集中管理）</li> <li>・ 金融サービス機能の増強（外資参入、海外取引、先物取引などの金融商品刷新、再保険市場育成）</li> </ul>	人民銀行、銀監会、外貨管理局	金融改革、国際金融センター構想
監督管理・税制の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （自由貿易区で実施される）投資・貿易の法制度整備</li> <li>・ 監督管理サービスの刷新（輸出入手続を簡便にし、品質安全管理を強化）</li> <li>・ 監督管理の協働強化（管理の一体化、効率系な税関管理監督体制）</li> </ul>	国務院、財政部、商務部、税関、品質監督検査当局	FTA を意識

出所：上海市政府ホームページ、BTMU(China) 資料から著者作成

また、金融分野では、図表 3、図表 4 の措置が採られている。グローバルな資金管理センターを設立すべく、金融自由化や外資参入規制緩和などを行う。

図表 3: 金融サービスの拡大開放措置

業務分野	開放措置
銀行	外資銀行の設立、国内銀行によるオフショア業務許可
健康医療保険	外資による設立許可
ファイナンスリース	最低資本金の制限緩和、関連する商業ファクタリング業務との兼営許可

出所：上海市政府ホームページ、BTMU(China) 資料から著者作成

図表 4: 銀行業務関連の措置

項目	主な内容
中国の銀行の進出・発展支援	今年度の新規増加拠点計画とは別に、営業拠点の進出、格上げ許可
銀行以外の金融会社設立支援	ノンバンク、財務公司、自動車金融、消費者金融の設立支援
外資銀行の進出支援	外資銀行の子会社、営業拠点設立支援
民間資本の銀行業進出支援	民間の会社による、銀行、金融リースなどの設立、合併銀行への出資支援
クロスボーダー投融資サービスの奨励	コモディティ、トレードファイナンスなどのクロスボーダーなどの融資業務、M&A、プロジェクトファイナンス、資産管理業務などの投資業務の奨励
オフショア業務展開支援	中国の銀行によるオフショア業務支援
参入手続きの簡素化	一部の銀行業務の許認可事項を事前審査から事後報告に変更
監督管理体制の改善	モニタリングの改善、預貸比率、流動性指標などの改善・調整

出所：中国銀行業監督管理委員会、BTMU(China) 資料から著者作成

## 2. 中国政府の狙い

### (1) 国内産業の競争力強化（国内のインバランス解消）

政府は効率的な管理・監督、公平競争を実現するための体制整備、紛争調停などの役割を担うとし、基本的に市場原理に任せて、自由な競争を促すことを意図している。さらに、外資の参入を積極的に認めることによって、国内企業をグローバルな競争に巻きこみ、国内産業の活性化を目的としていると考えられる。こういった背景には、汚職の問題、所得格差といった国内の構造的な問題に対するの当局の危機感がある。

さらに、近年労働力不足、賃金上昇などの問題が明らかになってきており、従来型の輸出主導、加工貿易中心の成長には限界が来ている。特にサービス業の競争力を強化することによって、高技能・サービス産業中心の成長への転換を目指していると考えられる。

### (2) 貿易のモデル転換を支えるための金融改革

付加価値で競争優位に立つ貿易への発展を目指すため、貿易・物流・決済などの機能を整備すべく、金融制度を刷新している。図表 3、4 で示している通り、様々な金融サービスの開放措置が採られているが、中国国内の金融業の発展を促し、シャドーバンキング問題など金融規制によって歪みが生じた金融システムの是正を図り、貿易発展を支える競争力のある金融システムをつくるための試みであると考えられる。

### (3) 外貨準備、国際収支など外部とのインバランス調整

中国は従来、過去の世界経済の危機の経験から、金融、資本、為替それぞれの自由化には慎重であった。その結果、3.3 兆ドルの外貨準備（世界第 1 位、2012 年）、1931 億ドルの経常黒字（世界第 2 位、2012 年）の国となっている。

今回の金融・資本市場の自由化によって、実需に基づいた（投機目的でない）資金が流入することで、為替レートも自然な形で是正していき、現在の外貨準備、国際収支がジションが突出している状況から、そこそこの落ち着いた形になることを目指しているのではないかと考えられる。

### 3. 今後の見通し

上海自由貿易試験区は、今後 2～3 年の期間を経て、さらに一步踏み込んだ改革を進めていく予定だ<sup>1</sup>。そこには、中国経済の中心地である上海で、このプロジェクトを成功させ、その後各地域へ展開していきたいという当局の思惑が感じられる。

2013 年 11 月の中国共産党第 18 期中央委員会第三回全体会議（三中全会）の決定では、「資源配分で、市場に決定的な役割を担わせる」（それまでの「基本的な役割」からの転換）ことが謳われており、「上海市の試験区を基礎に、条件を備えた地方都市を自由貿易圏区及び港に選ぶ」とされている。現地の報道<sup>2</sup>によると、広東省は 2013 年 11 月、「広東・香港・マカオ自由貿易区」の設立を申請し、中央政府の非公式承認を得たという。

2013 年 11 月には、日本のメガバンク 3 行の支店設立に向けた許可が下りており<sup>3</sup>、サービス業の拡大開放、投資・貿易を支える金融の自由化によって、金融・サービス業を中心に、日本企業にとってもビジネスチャンス拡大が見込めるだろう。2013 年 12 月 3 日に中国人民銀行の上海支店長、張新氏が記者に述べたところによれば、上海自由貿易試験区向けに提案された金融改革措置の大半は向こう 3 カ月以内に導入される予定で、これらの措置は約 1 年以内に中国全土で利用できる可能性もあるといい、今後の動きが注目される。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2013 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>

<sup>1</sup> 自由貿易試験区管理委員会の載海波常務副主任の記者への返答

[http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item\\_page.aspx?newsid=635160884266191527&coltype=8](http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?newsid=635160884266191527&coltype=8)

<sup>2</sup> 毎経網 2013 年 11 月 18 日記事 <http://www.nbd.com.cn/articles/2013-11-18/788196.html>

<sup>3</sup> 自由貿易試験区管理委員会の載海波常務副主任の記者への返答

[http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item\\_page.aspx?newsid=635213357932160781&coltype=8](http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?newsid=635213357932160781&coltype=8)